

随意契約理由書

【件名】 蔀屋新町地内Φ250 緊急修繕工事（岡部川・ホジターロード横水管橋）

令和7年1月20日（月）に蔀屋新町地内の岡部川・ホジターロード横水管橋において、四條掬水道センター職員が水管橋の劣化調査を行ったところ、水管橋本管から漏水が発生しており、緊急に修繕が必要であることが判明した。

このため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、随意契約とする。

比較見積り省略理由

本工事は、緊急で着手可能な業者を確認した結果、最短で着手可能と回答があった株式会社岩城大阪営業所に緊急修繕を依頼することとする。

よって以上の理由から、大阪広域水道企業団契約規程運用第13条関係第1項第7号に該当するため、比較見積りを省略する。